

① 公社分収造林契約地の「土地使用(許可)」事務処理要領

令和3年4月16日

(公社) 島根県林業公社

第1. 本要領の対象行為

この要領は、島根県林業公社（以下「公社」という）の分収造林契約地（以下「契約地」という。）において、第三者が造林以外の利用目的のために、契約地の土地所有権を「取得することなく」その土地の造林木を伐採又は損傷することにより、契約地を使用する場合における事務処理の方法を定める。

第2. 土地使用の許可申請手続き

(1) 申請書類の提出

契約地を造林以外の目的に利用するために契約地を使用しようとするときは、土地使用許可申請書(様式1号)に、次の書類を添付して、島根県林業公社理事長（以下「理事長」という。）に提出する。

- ① 造林者（市町長）及び造林地所有者の承諾書（様式1号－2）
- ② 事業計画書
- ③ 申請区域の実測図及び位置図
- ④ 申請区域を図示した公社実測図(1/3000)及び公社配置図(1/5000)
- ⑤ 申請区域の現況写真
- ⑥ 申請区域内の造林木調査書

(2) 申請内容の審査

理事長は、上記（1）の申請書類が提出された場合、申請内容を審査するとともに現地調査を行う。

(3) 処分決定と通知

① 許可

理事長が申請内容を妥当と認めたときは、造林地使用許可通知書（様式1号－3）に、立木補償金納入通知書、調査費納入通知書を添付して送付するとともに、関係者に対して許可した旨を通知する。

② 不許可

理事長が不相当と認めたときは、申請者及び関係者に不許可とした旨を通知する。

(4) 立木補償金及び調査費の納入

申請者は許可通知を受けた後、速やかに立木補償金及び調査費等を納入する。

(5) 変更承認

申請者は許可行為期間中に申請内容等に変更を生じたときは、その旨を理事長に申し出て承認を受ける。

(6) 完了届

申請者は、許可行為が完了したとき又はその目的を達成したときは、速やかに完了届（様式1号－4）を公社(地区担当職員)に提出し、確認を受ける。

(7) 完了確認

理事長は、完了届が提出されたときは現地調査を行い、造林木の損傷の有無及び原形復旧の必要性の有無などについて確認し、必要に応じて措置を指示する。

(8) 期間の更新

申請者が許可期間満了後において引き続き当該契約地の土地使用を継続するときは、期間満了前に更新の手続きを行う。

この場合の手続きは第2の(1)から(4)による。

第3. 審査要件

(1) 目的外使用の必要性

① 公用、公共用又は公共事業の用に供するとき。

＊森林法第26条第2項又は26条の2第2項に規定する「公益上の理由により必要が生じたとき」と同じであり、造林地を土地収用法、その他の法令により土地を収用し若しくは使用出来ることとされている事業の用に供する必要が生じたときとする。
--

② 前号の場合のほか、造林以外の目的に供する特別の必要が生じたとき。

(2) その他の判断要件

① 当該年度及び過去5年以内に公社が森林施業を行った区域ではないこと。

② 目的外使用の行為、設置された施設が今後の森林施業の妨げとならないこと。

③ 申請者が事前に契約当事者全員の承諾を得ていること。

ただし、次のいずれかに該当するときは、申請区域外の土地所有者の承諾を得る必要はない。

ア) 申請区域の全てが「管理除地」区域であるとき。

イ) 造林木の伐採を行わないとき。

④ 公社が事前に行う現地確認に申請者が立会し、かつ、確認の結果、周囲の造林木に影響を及ぼす恐れがないと判断できること。

⑤ 立木補償金及び調査費を指定期限までに納入できると見込まれること。

⑥ 道の開設等の場合において、開設後の管理は申請者自らが行う旨の誓約をしていること。

第4. 許可条件

(1) 損害賠償

許可区域以外の造林木に対して申請者が損傷を与えたとき、及び、許可条件に違反した行為を行ったことにより区域内の造林木に対して損傷を与えたときは、公社からの損害賠償請求に従うこと。

(2) 公社の指示

作業の実施にあたっては、公社職員の指示に従うこと。

第5. 許可の中止

理事長は、土地使用を許可した場合であっても、公社の施業に支障を与える恐れがあるときは、使用を中断、若しくは、中止させることができる。

この場合、申請者は公社に対して中断、若しくは、中止に伴う損害補償を請求することはできない。